

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	佐倉市 (122122)
地域名 (地域内農業集落名)	畔田 (畔田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月6日 1回

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の多くが70歳以上と高齢化が進み、後継者不足が懸念されている。水田は地域の農業者を中心に作付けされ、集落営農組織が稲WCSなどを作付けしている。畑は地域に点在し大規模な農地はないものの、地域の農業者が露地野菜を中心に生産を行っており、一部では新規就農者が露地野菜や果樹も生産している。

今後、担い手不足により集落営農組織をどのように持続発展させていくか課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田：担い手となる地域の農業者を中心に集積を進め営農の効率化を図る。用排水設備の整備や圃場の大区画などの検討を進める。

畑：有害鳥獣の発生原因とならないよう適切な維持管理に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	離農や規模縮小による不耕作地が出ないように各担い手が連携した営農計画を検討し集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	地域全体の農地において、農地中間管理機構への貸し付けを検討するとともに、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針	特に無し
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	市町村やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう捕獲のための罠を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦用排水路の老朽化により年々漏水箇所が増える可能性があることから、用排水管の修繕等が必要な場合は地域での話し合いのうえ対策を進める。

